

## 個人情報保護制度運用状況の公表

小城市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

### 1 個人情報ファイル簿の作成状況

令和6年度末現在における個人情報ファイル簿（記録者数が1,000人以上）の作成状況は、171件となっています。

(単位：件)

実施機関		個人情報ファイル簿件数
市長	総務部	7
	市民部	39
	福祉部	40
	産業部	12
	建設部	17
	会計局	2
	水道	11
	市民病院	9
	議会	0
	教育委員会	32
選挙管理委員会		1
監査委員事務局		0
農業委員会		1
固定資産評価審査委員会		0
計		171

### 2 実施機関別開示請求等の状況

(単位：件)

実施機関	令和6年度					
	開示請求		訂正請求等		計	
	件数	公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数
市長	総務部	0	0			0
	市民部	1	14			1
	福祉部	1	0			1
	産業部	0	0			0
	建設部	0	0			0
	会計局	0	0			0
	水道	3	9			3
	市民病院	24	24			24
	議会	0	0			0
	教育委員会	0	0			0
選挙管理委員会		0	0			0
監査委員		0	0			0
農業委員会		0	0			0
固定資産評価審査委員会		0	0			0
計		29	47	0	0	29
						47

### 3 実施機関別開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求等の状況 (件数)	処理状況				
		開示	部分開示	不開示	部分開示及び不開示のうち公文書不存在による不開示	取下げ
市長	総務部	0				
	市民部	1	1			(1)
	福祉部	1		1		(1)
	産業部	0				
	建設部	0				
	会計局	0				
	水道	3	3			
	市民病院	24	24			
議会	0					
教育委員会	0					
選挙管理委員会	0					
監査委員	0					
農業委員会	0					
固定資産評価審査委員会	0					
計	29	27	1	1	(2)	0

### 4 部分開示及び不開示の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分開示及び不開示 決定件数	決定理由（個人情報の保護に関する法律第78条第1項の何号に該当か）							公文書不存在
		1号 法令秘 情報	2号 第三 者情 報	3号 情 法 報 人 等 に 關 す る	4号 交 國 に の 關 す る 及 び 報 外	5号 關 公 共 す る 情 安 報 全 等 に	6号 關 意 す る 形 成 情 報 過 程 に	7号 事 務 事 業 に 關 す	
部分開示	1								1
不開示	1								1

(注) 部分開示及び不開示の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

※令和6年度中の決定は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて行われています。

### 5 審査請求の件数及びその処理状況

開示決定等に対する審査請求はありませんでした。